

まっくろくろすけによる 雇止めは不当である

一般財団法人デモクラティックスクール「まっくろくろすけ」(神崎郡市川町)に勤務するKさんから、「3月に雇止めに遭い、兵庫労働局にあっせんを申立てたが不調に終わってしまった。どうしたら良いかアドバイスをもらえないか」といった相談がありました。解雇事由証明書には、「子どもへの接し方、問題があった時の対応の仕方やサポーターとしての資質・能力・態度に問題があり、子どもの育成・教育に携わる支援者として不相当であるため。それにより安心して過ごすことができない子や不安を感じる保護者がいるため。」等の解雇事由が記されていました。

Kさんによると、解雇事由の直接の原因とされたトラブルについては話し合いを重ねた結果、すでに解決したものとして整理されていたそうです。経営側からすれば、普段から運営に関し意見を述べてきたKさんの存在を疎ましく思った挙句に「解決済み」の問題を持ち出してきたものである、との印象を受けました。

経営側はまた、労働局あっせんの申述の中で「教育理念が一致しない」云々を解雇事由として申立てたそうです。Kさんによると、教育理念に関して説明の場が設けられたことは一度も無く、Kさんが教育理念を明確に示すように求めても対応しなかった、とのことでした。

今回の不当解雇の背景には、Kさんが無期雇用への転換を請求したことがあったためと推測されます。Kさんに対する解雇事由に疑義があるとして、私たちは経営側に対し団体交渉を申し入れました。

